

若年ドライバー確保のための運転免許取得支援助成金 交付要綱

平成29年3月24日 制定
令和5年9月28日一部改正
公益社団法人 全日本トラック協会

(事業趣旨)

第1条 全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）は、少子高齢化に対応した若年労働者を確保するため、都道府県トラック協会（以下「地方ト協」という。）を通じて、地ト協会員事業者（以下「事業者」という。）が新たに運転者として採用した若年ドライバーの（1）特例教習の受講、（2）準中型免許取得について支援を行う。

(助成対象)

第2条 助成の対象となる経費は、次に掲げる特例教習の受講または準中型免許の取得のために指定自動車教習所等で要する費用とする。

- （1）特例教習の受講
- （2）準中型免許のうち
 - ①準中型免許の新規取得（以下「準中取得」という。）
 - ②5トン限定準中型免許の限定解除（以下「限定解除」という。）

(助成金の交付予算額)

第3条 助成金の交付予算額は、98,700,000円とする。

(助成額)

第4条 助成金は、事業者が別に定める要件を満たす従業員に、特例教習の受講、準中取得もしくは限定解除に係る費用を負担した場合に、特例教習の受講は10万円、準中取得は4万円、限定解除は2万5千円を上限として交付する。

- 2 1事業者あたりの助成額の上限を30万円とする。
- 3 従業員が個人で負担した費用については、全ト協は助成金を交付しない。
- 4 全ト協と地方ト協、国、地方自治体又はその他団体等の助成金等の合計が事業者の負担額を上回る場合は、全ト協の助成額を減額する。

(実績報告及び助成金の請求)

第5条 助成金の交付を受けようとする地方ト協は、別に定める期日までに様式1「若年ドライバー確保のための運転免許取得支援助成事業実績報告書」（助成金交付請求書）を全ト協に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第6条 全ト協は、前条に基づき実績報告及び助成金の請求があったときは、速やかにその報告を審査し、条件に適合すると認めたときは、地方ト協に対して助成金を交付する。ただし、予算に達した時点で、締め切りとする。

2 地方ト協は、全ト協から交付された助成金を事業者に交付する。

(助成金の返還)

第7条 全ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、地方ト協を通じて事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱その他全ト協が定める事項に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、全ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(実施要綱等の提出)

第8条 地方ト協は本事業に係る実施要綱等を定め、あらかじめ全ト協会長に提出しなければならない。

(その他必要な事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、全ト協が別にこれを定める。

以上

(附則) (平成29年3月24日)

第1条 本要綱は平成29年4月1日より適用する。

(附則) (平成30年3月14日)

第1条 本要綱は平成30年4月1日より適用する。

(附則) (平成31年3月25日)

第1条 本要綱は平成31年4月1日より適用する。

(附則) (令和2年3月11日)

第1条 本要綱は令和2年4月1日より適用する。

(附則) (令和3年4月1日)

第1条 本要綱は令和3年4月1日より適用する。

(附則) (令和4年3月10日)

第1条 本要綱は令和4年4月1日より適用する。

(附則) (令和5年3月15日)

第1条 本要綱は令和5年4月1日より適用する。

(附則) (令和5年9月28日)

第1条 本要綱は令和5年9月28日より適用する。

若年ドライバー確保のための運転免許取得支援助成事業における
助成金交付要件（第4条関係）

下記①～④のすべての要件を満たす場合に限り、助成金の交付対象とする。

- ①当該事業者が、令和4年4月1日以降に、当該運転者を採用していること。
- ②当該運転者は、平成元年6月2日以降の生まれであること。
- ③当該運転者が、令和4年4月1日以降に指定自動車教習所等を活用して、特例教習を受講修了または準中型免許を取得していること。
- ④当該運転者が、助成金申請時に当該事業者に在籍し、運転者として従事していること。

以上